

幼稚園預かり保育（キッズクラブ）の利用案内

1 実施内容・利用料等

利用区分		利用時間	利用料	おやつ代
通常利用	通期	平日登園日 降園後～18:00	無料	1,000円／月 + 1,500円／夏休み (13,500円／年)
		長期休業日 8:00～18:00		
	長期休業日のみ	8:00～18:00	無料	1,000円／春休み 3,000円／夏休み 1,000円／冬休み
一時利用	平日登園日	降園後～17:00	350円／日	50円／日
	長期休業日	8:00～17:00	350円／日	100円／日

2 利用区分

利用区分	説明
通常利用	保護者の就労、妊娠・出産または疾病等の理由により、家庭での保育が断続的に困難となり、保育が必要となる在園児で、一年を通しての利用【通期】、または各長期休業中の利用【長期休業日のみ】
一時利用	保護者の傷病または行事への参加等の理由により、家庭での保育が緊急または一時的に困難となり、保育が必要となる在園児で、1日単位での利用

3 預かり保育を実施しない日

土・日曜日・祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日、入園式、卒業式、警報発令時、感染症等による学級・園閉鎖時 等

4 利用申請

（1）通常利用の申請（無償化の申請）

保育の必要性があり、一定の要件を満たす場合は、申請のうえ、事前に認定を受けることで利用料が無償になります。通常利用で利用予定の方は、教育委員会事務局へ申請してください。

なお、年度ごとに申請が必要です。また、利用定員の状況等により、年度途中での申請は受け付けできない場合がありますので、ご承知おきください。

■提出書類…「一時預かり事業（幼稚園型）利用申請書」

「子育てのための施設等利用給付認定申請書」

「保育を必要とすることを証明する書類（別表参照）」

（2）一時利用の申請

利用予定がある方は、利用者登録のため、教育委員会事務局へ申請してください。

預かり保育を利用しようとする2日前までに、キッズクラブへ連絡してください。ただし、利用定員の状況等により、利用できない場合がありますのでご承知おきください。

■提出書類…「一時預かり事業（幼稚園型）利用申請書」

無償化の要件（保育を必要とする理由・保育を必要とすることを証明する書類）

無償化の要件（保育を必要とする理由）	保育を必要とすることを証明する書類
① 居宅外で就労中の方（予定を含む） 【基準】1ヶ月 48 時間（1日 4 時間×週 3 日 × 4 週） 以上の就労	就労証明書 ※ (就労内定の場合はその証明を受けてください)
② 自営の方（自宅外自営、親族経営等の自営を含む） 【基準】1ヶ月 48 時間（1日 4 時間×週 3 日 × 4 週） 以上の就労	就労証明書 ※ 及び直近の確定申告書の写し等
③ 出産前後の方 (出産予定日の 8 週前の属する月の初日から産後 8 週間後の属する月の末日までに限る)	母子健康手帳の写し (氏名と出産予定日が記載されているページ)
④ 保護者が学校に在学中の方	在学証明書及び時間割
⑤ 保護者が病気、ケガで療養中の方	診断書 (保育が困難である身体の状態について記載が必要)
⑥ 保護者が障害のある方	障害による手帳等の交付を受けている方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し 交付を受けていない方…診断書
⑦ 保護者が介護・看護をしている方	医師、地区民生委員等の証明申請書 ※ または介護が必要であることがわかる書類（診断書、介護保険証の写し等）
⑧ 保護者が求職中の方	求職活動申立書 ※ ※3か月以内に就労証明書を提出してください

※印の書類に関しては、教育委員会事務局に様式がありますので、お問い合わせください。

5 利用料・おやつ代のお支払方法

- ・通常（通期）利用の方のおやつ代は、原則、笠岡信用組合の口座引落しとなります。お子様の名義で口座開設をお願いいたします。引落し日は、当月 10 日です。
(口座引落しお手続きをされない場合は、年間分を一括でお支払いいただくことも可能です。)
- ・長期休業日のみ利用の方のおやつ代は、利用日初日に教育委員会事務局にお支払ください。
- ・一時利用の方の利用料とおやつ代は、翌月初旬にお支払いの通知をいたします。利用月の翌月 20 日までに、教育委員会事務局にお支払ください。

<問合せ先>

里庄町教育委員会事務局

〒719-0398

岡山県浅口郡里庄町里見 1107-2

TEL : 0865-64-7212

FAX : 0865-64-7281

